

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例

宿泊施設の バリアフリーに関する情報の 公表制度の手引

（ 自社のホームページ等での公表
及び
京都市への届出 ）

令和3年9月
京都市

対象

本手引は、京都市内の宿泊施設の所有者、管理者及び占有者に向けて、令和3年10月1日から開始する宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度について説明するものです。

すでに営業されている宿泊施設から今後開業される宿泊施設まで、京都市内の宿泊施設が対象となります。

こちらも併せて御覧ください

本手引のほかにも、よくある質問をまとめたQ&Aの作成などを予定しています。京都市のホームページに順次掲載していきますので、併せて御確認ください。

(URL) <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000289023.html>

また、本手引についても、内容の充実に向けた更新を随時行っていきます。

本手引及び公表制度についての問い合わせ先

京都市都市計画局建築指導部建築審査課 バリアフリー推進係

(電話) 075-222-3616

(受付時間) 土日祝を除く午前8時45分～11時30分、午後1時～3時

【目次】

序 章

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 公表制度創設の趣旨・公表制度の仕組み・・・・・・・・・・ 1
- 3 本手引における法令、条例等の略称・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 本手引における用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第1章 公表制度に関する基本的な情報及び手続の流れ

- 1 公表制度の対象となる宿泊施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 公表を行っていただく方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 公表の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 宿泊施設の所有者等によるバリアフリー情報の公表方法

- 1 バリアフリー情報の公表方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 公表全般についての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 公表に係るバリアフリー情報の解説及び推奨するピクトグラムの紹介

- 1 公表に係るバリアフリー情報の一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 特定バリアフリー情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 特定バリアフリー情報のほか、公表することが望ましい情報・・・ 9
- ・ 項目ごとの解説の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 ハード面の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 共用便所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 共用浴室・シャワー室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (3) ホテル又は旅館の客室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (4) 駐車場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (5) 道等から利用居室等までの経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (6) 案内設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (7) 子育て支援施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (8) 一般客室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - (9) 代替措置（条例による認定を受けている場合）・・・・・・・・・・ 32
- 3 ソフト面の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - (1) 備品の貸出・設備の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
 - (2) コミュニケーションサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
 - (3) 案内等のサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
 - (4) その他のサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

4	その他の施設情報	42
第4章	京都市への届出について	44
1	届出の方法	44
2	届出内容に変更が生じた場合	45
3	旅館業を廃業するなどの理由により公表を取りやめる必要がある場合	45
4	届出書の記入要領	46
5	インターネットによる届出要領	59
第5章	京都市が実施する公表について	92
	(参考資料集)	
参考資料1	バリアフリー情報の公表項目及びピクトグラム一覧	94
参考資料2	京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例及び規則の抜粋	106
参考資料3	公表届出書 新築等施設用(公表義務)記入例	109
参考資料4	公表届出書 既存施設用(努力義務)記入例	113
参考資料5	関連するマニュアル等	117

序 章

1 はじめに

バリアフリーに関する情報の公表制度の手引（以下「本手引」という。）は、「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」の規定に基づき、令和3年10月1日から開始する宿泊施設のバリアフリーに関する情報の公表制度について、手続の流れ、公表していただく内容及び公表に当たっての留意事項等を取りまとめたものです。

宿泊施設の所有者、管理者又は占有者のみなさまにおかれましては、本手引を御活用いただき、宿泊施設のハード面の整備状況をはじめ、ソフト面の対応を含めたバリアフリーに関する情報の公表に積極的に御対応いただきますようお願いいたします。

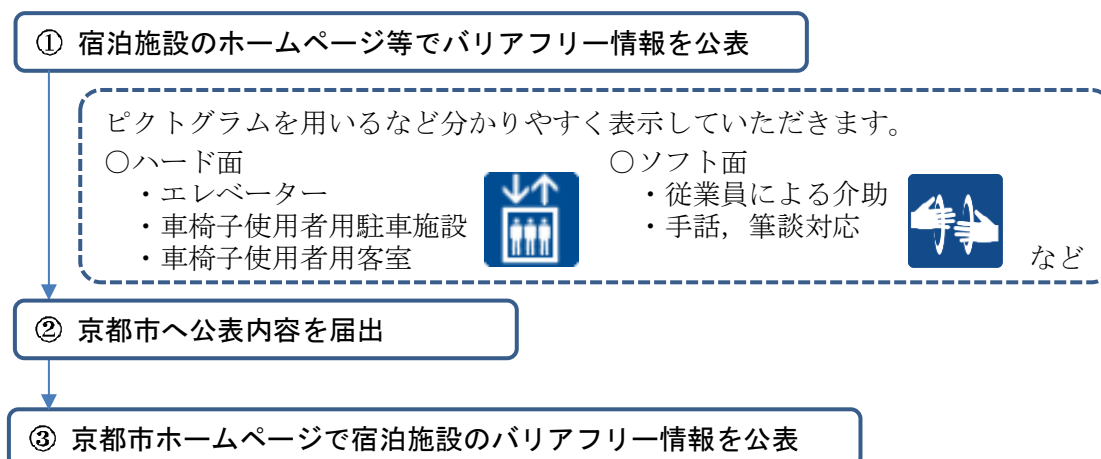
2 公表制度創設の趣旨・公表制度仕組み

超高齢社会が進展し、観光都市である京都市では、高齢者や障害者が宿泊施設を利用される機会が更に増大することが見込まれる中、安心して宿泊できるかどうかを事前に利用者が判断することができるよう、宿泊施設側から積極的に施設のバリアフリーに関する情報を発信していただくことは重要です。

また、心身の状況に応じて、必要とされるバリアフリー対応も各々異なることが想定されるため、施設のハード面の整備状況だけに限らず、ソフト面の支援・サービスを含め、きめ細やかに情報を発信していただくことが望まれます。

このため、京都市では、高齢者や障害者等をはじめとする誰もが自分のニーズに応じた宿泊施設を選択することができる環境を整えるため、宿泊施設と京都市の両者による宿泊施設のバリアフリー情報に関する公表制度を創設しました。

<公表制度の仕組み>



3 本手引における法令，条例等の略称

・「法」

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

・「政令」

高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

・「条例」(※)

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例

・「規則」(※)

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例施行規則

(※) 条例及び規則について，本手引に記載している条文は令和3年10月1日施行のものです。

4 本手引における用語の定義

・「新築等施設」

令和3年10月1日以降に建築等を行う宿泊施設

建築等とは，以下のいずれかに該当するものです。

- ① 宿泊施設を新築する
- ② 既存の宿泊施設について，増築，改築，移転，大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う
- ③ 既存の建築物を宿泊施設に用途変更する

・「既存施設」

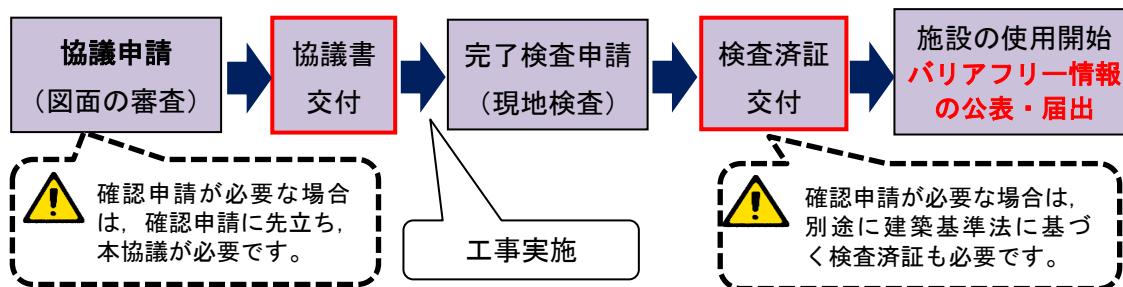
新築等施設を除く宿泊施設

・「バリアフリー情報」

条例第37条第1項に規定する「特定バリアフリー情報」を含めた，バリアフリーに関する情報の総称

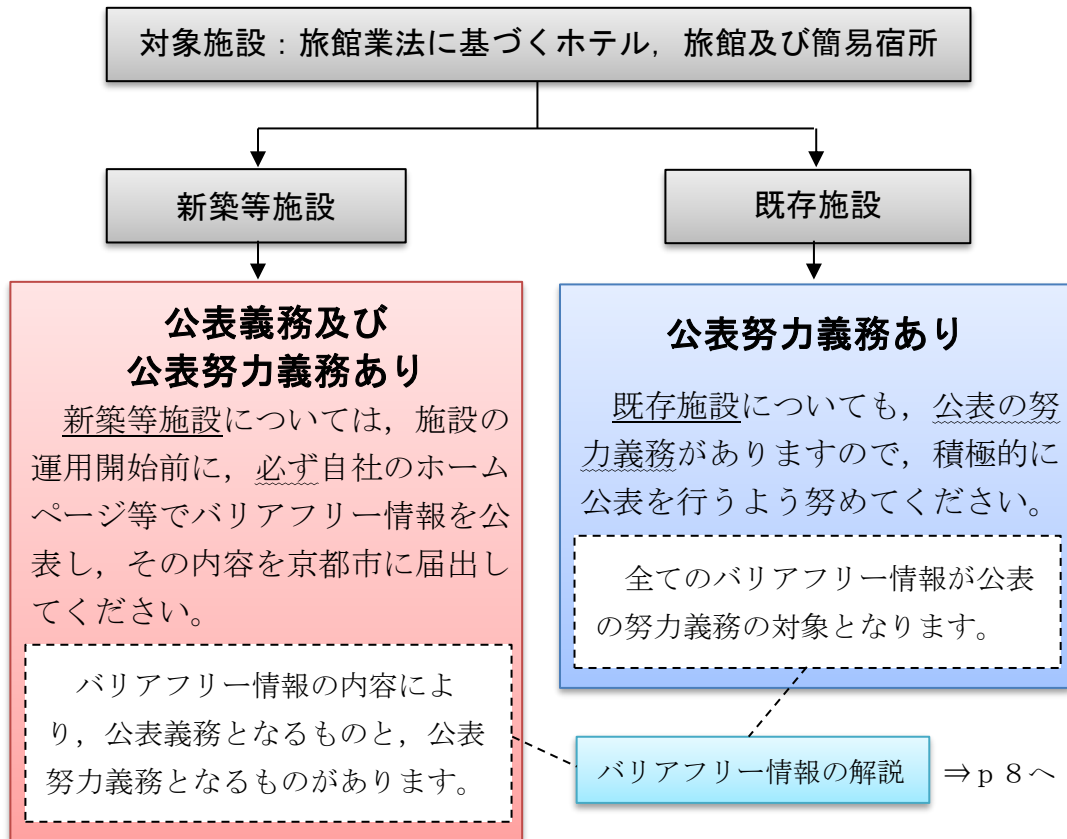
(参考) バリアフリー条例に係る基本的な手続きの流れ

京都市で宿泊施設を建築等される際には，その規模に関わらず，条例に基づく協議の手続きが必要となります。



第1章 公表制度に関する基本的な情報及び 手続の流れ

1 公表制度の対象となる宿泊施設



増築等に関する留意事項

・既存の宿泊施設について，増築，大規模の修繕・様替えなどを行う場合，当該宿泊施設は，既存の部分を含んだ「新築等施設」となります。この場合，「新築等施設」としての公表義務及び公表努力義務については，施設全体に適用されますので，御注意ください。

例) 増築により「新築等施設」となる場合

(増築部分)

(既存部分)

京都市バリアフリー
客室

車椅子使用者用客室

一般客室

など

車椅子使用者用便房

案内所

駐車場

など

既存部分も含めて「新築等施設」となり，公表義務及び公表努力義務が適用されます。

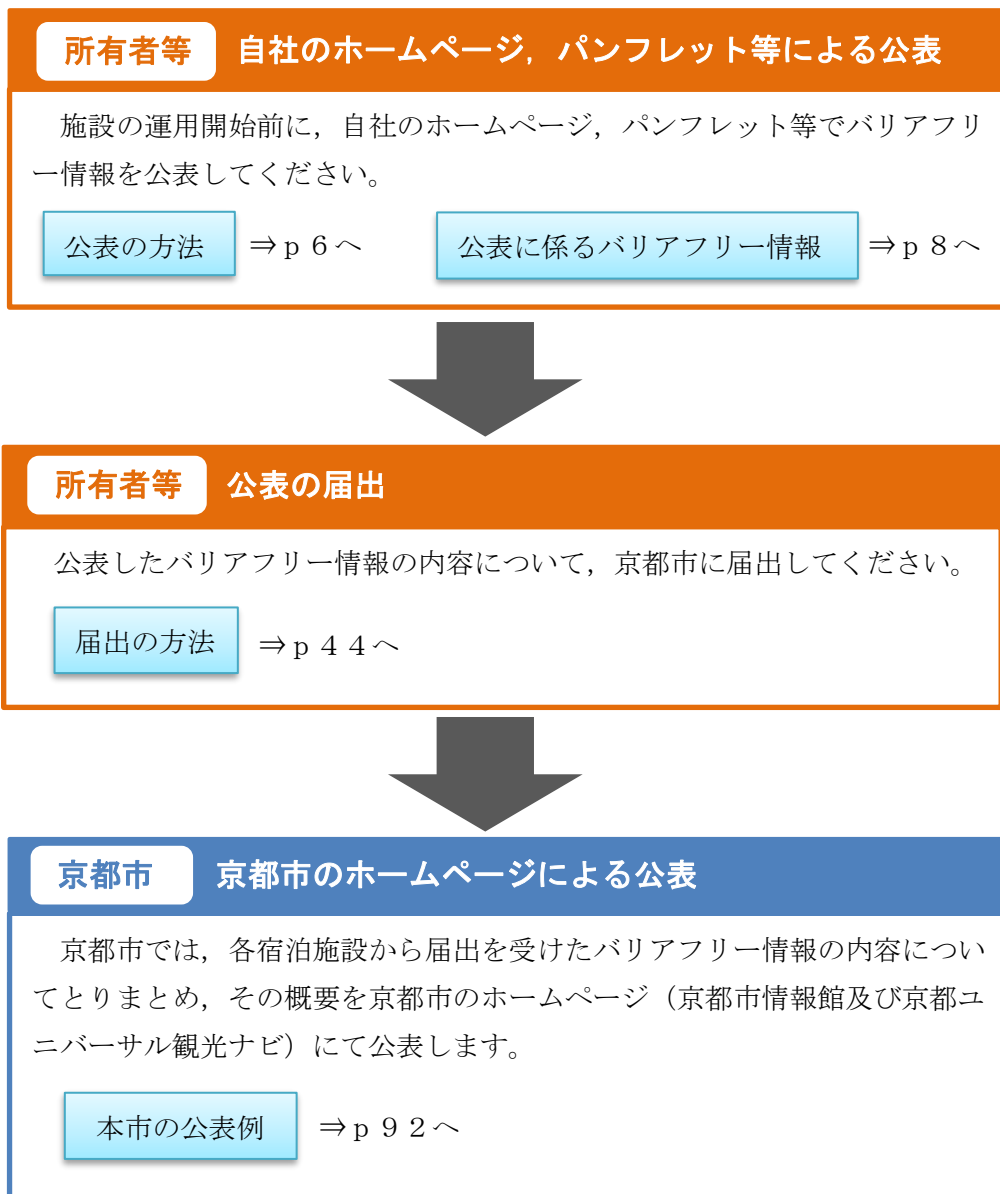
2 公表を行っていただく方

公表を行っていただく方は、宿泊施設の所有者、管理者又は占有者（以下、「所有者等」といいます。）となります。

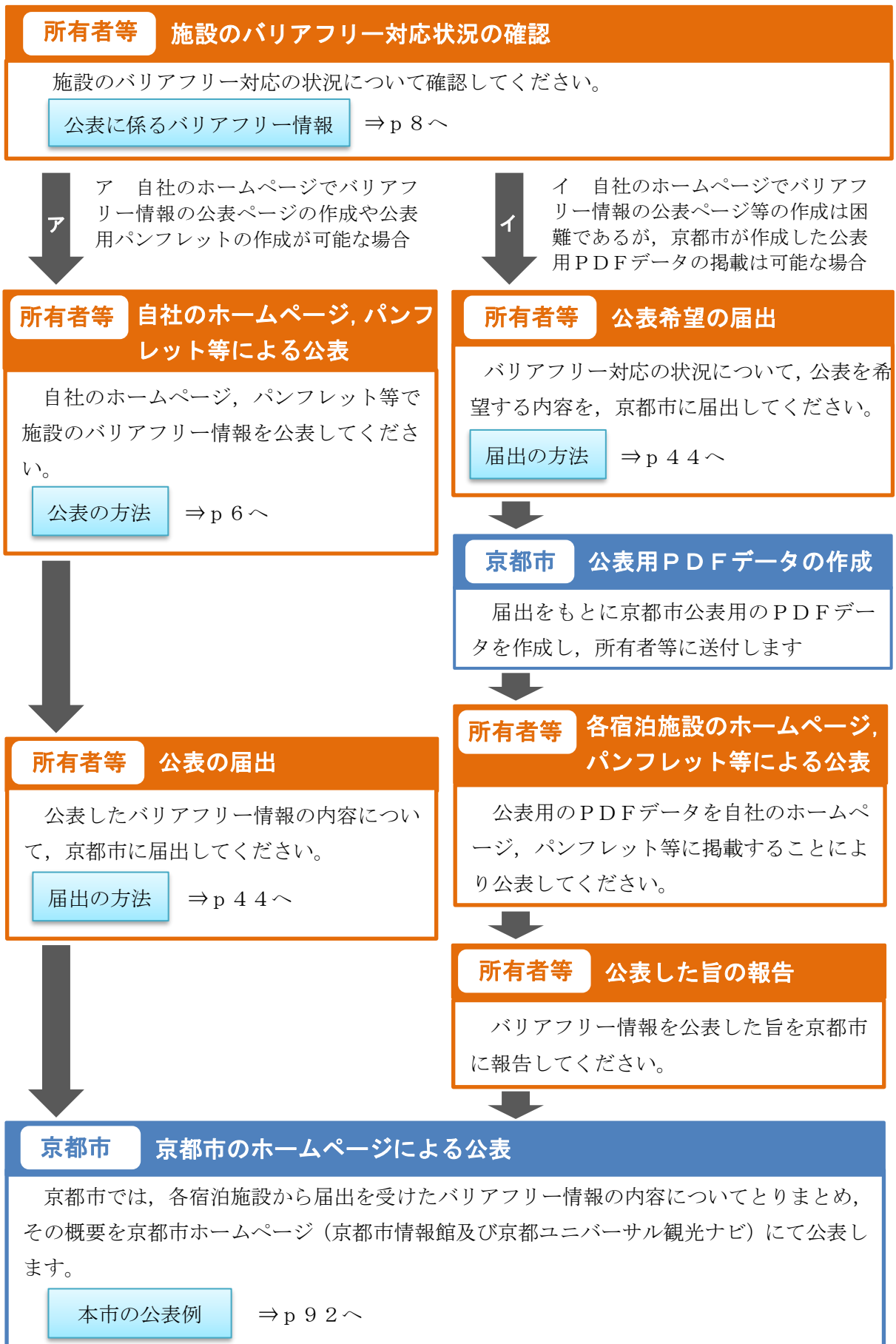
3 公表の流れ

以下に、新築等施設及び既存施設それぞれの公表のフローを示します。

〔新築等施設の場合〕



〔既存施設の場合〕



第2章 宿泊施設の所有者等によるバリアフリー情報の公表方法

1 バリアフリー情報の公表方法（規則第20条）

バリアフリー情報の公表方法は、以下のとおりです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① インターネットの利用（自社のホームページ等での公表）② （上記①が困難な場合）パンフレットその他これに類するものを配付 |
|--|

2 公表全般についての留意事項

ア わかりやすい表示方法

- ・ バリアフリー情報の表示の方法については、視力の低下した高齢者や障害のある方、外国人観光客等にも分かりやすい情報提供手段とされる日本産業規格（以下「JIS」という。）Z8210等に定められているピクトグラム（案内用図記号）を可能な限り用いることが望ましいです。
- ・ 京都市では、JIS、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団及び同様の制度を実施している他都市の事例等を参考に、推奨するピクトグラムをまとめていますので、御活用ください。
- ・ 項目ごとの留意点及び推奨するピクトグラムについては、第3章（p8～）を御覧ください。

イ 整備されていない事項もその旨を表示

- ・ 規則で定めている「特定バリアフリー情報」については、バリアフリー対応が「ない」ことについても、公表する義務があります。（既存施設については努力義務があります。）
- ・ これは「エレベーターがない」、「車椅子で使えるトイレがない」、「車椅子利用者用客室がない」又は「段差がある（段差解消のための措置が取られていない）」といったバリアフリー対応が「ない」情報も、高齢者や障害者等が施設の利用の可否を判断する上で重要となることから、公表すべきものとしています。
- ・ バリアフリー対応が「ない」項目についても、京都市が推奨するピクトグラムを灰色にして公表するなど、「ない」ことが一目でわかる表示とするよう配慮してください。

ピクトグラムの使用例（車椅子使用者用便房の場合）



車椅子使用者用便房 有
(青色表示)



車椅子使用者用便房 無
(灰色表示)








自社のホームページ等での公表の例

当施設のバリアフリー情報について

【凡例】  対応あり (青色表示)  対応なし (灰色表示)

当施設の特徴

当館は、眺望の良い風情ある旅館です。館内の利用でお困りごとがある場合はスタッフがお手伝いします。手話対応ができます、食事のアレルギー対応も一度ご相談ください

分類	バリアフリー対応の有無	備考欄
便所	 車椅子使用者用  車椅子使用者配慮  オストメイト  L型手摺付き洋式	1階の共用部分に車椅子使用者用WCやオストメイトを設置しております。
浴室	 車椅子使用者が利用できる共用の浴室	当館には共用部分に浴室はございません。
客室	 車椅子使用者用客室  京都市基準客室	車椅子使用者用客室は〇室ございます。

- 施設の概要が一目でわかる欄を作成することや、ピクトグラムだけでは伝えられない事項を補足説明する必要があることなどに留意してください。
- できる限り、ピクトグラムの青色表示と灰色表示が何を示すのか、凡例を用いて明確に区別がつくように配慮してください。